

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

区民の利便性の向上を図るとともに、より効率的な学校施設の貸出しを行うため、時間区分で使用する「区分貸し」から、1時間単位での「時間貸し」に変更するとともに、使用料の上限額及び使用時間の区分を改正する。また、本条例の改正に併せて、学校施設開放予約システムの導入を図る。

（例：屋内運動場）

現 行	区 分	午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円
改 正 案	区 分	昼間					夜間	
		午前9時から午後6時まで （1時間につき）					午後6時から午後9時まで （1時間につき）	
	屋内運動場	330円					520円	

2 施行期日等

令和9年2月1日。ただし、学校の施設の使用に係る必要な手続等は、施行日前においても行うことができることとする。

（参考1）利用方法の概要

	現 行	システム導入後
空き状況の確認 キャンセル	学校に直接来校又は電話	インターネットで、空き状況を確認し、システム内で
使用申請	使用申請書を使用日前に学校へ提出	申請等を行う。
使用料	利用券の購入による支払	オンライン決済による支払

（参考2）スケジュール

R8年	R9年							
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
システム導入に係る周知・準備								
			システムでの利用登録開始					
					システムでの申請・承認の開始			
							システムで承認した施設の使用開始	